

別紙

## 住民監査請求監査結果

「門川町次期衛生センター工事に係る埋設物撤去工事」に関する監査請求

### 【第1】 請求の受付

#### 1 請求人

7名 代理人1名（住所・氏名は省略）

#### 2 請求書の提出

請求書は、令和8年4月24日に提出され、同日に受け付けた。

#### 3 請求の内容

（原文のまま記載、但し、固有名詞は個人情報保護のため一部変更）

## 住民監査請求書

### 第1、対象となる財務会計行為

#### 1、工事名

門川町次期衛生センター工事（これに付随する埋設物撤去工事）

#### 2、内容

本体工事施工中に発生したとされる埋設物の撤去処理に係る工事及びその支出

#### 3、支出予定額

【3,440万8千円】

#### 4、支出時期 令和7年5月9日

上記予定額のうち一部2,089万円支払。残金1351万8000円は支払予定。

#### 5、支出命令権者 門川町長

### 第2、事実の概要

I、本件工事契約締結時には地下埋設物の正確な内容は把握されておらず、契約当初においては工事により埋設物の存在が確認された時はその撤去費用は工事業者が全て負担するという約束があったこと

1、門川町次期衛生センター工事（以下本件工事という）の工事予定地は、過去に旧汚水処理施設跡地として使用されていた土地であり、地下にコンクリート塊等の埋設物が存在する可能性は設計、発注段階において十分に予見されていた。

2、このように本件工事予定地にコンクリート塊等の埋設物が存在していることが

予見されていたにも拘らず、門川町長は本件工事の発注にあたって、地下埋設物の存在及びその全容を把握するための必要かつ十分な事前調査をなさなかった。

町は本件土地埋設物の調査として業者に依頼し地中レーダー探査をしてはいたが、レーダーでは地下3メートル以下は調査できない上に画像も不鮮明であるため、地下に何らかの埋設物があるのは判明したものの、その内容・規模については把握できないまま終了し、それ以上の調査をしなかった。

従って、町は本件工事のうち地下埋設物撤去工事にかかる正確な工事費用を把握できないまま、令和6年3月に本件工事について工事業者〇〇〇株式会社（以下単に工事業者という）との工事契約を締結した。

以上のように、契約締結時に本工事予定地に存在する埋設物の内容と数量を町は把握できていなかったことから、契約にあたっては本件工事において判明した埋設物の撤去については全て工事業者の負担と責任で行うことを前提に本件工事契約を締結した。

- 3、本件工事は令和6年11月から開始されたが、その後工事業者から、工事現場に埋設物が大量に出ることとなったので、本件請負工事契約で定めた工事費とは別にその撤去のために行う追加工事の費用を負担してもらいたいとの要求がなされた。

しかし、町と工事業者は本件請負工事の契約締結にあたり、本件工事において判明した埋設物の撤去については全て工事業者の負担と責任で行うことをすでに取決めていたこと、そしてこのことを前提に工事業者は本件工事を請負代金額総額合計金35億900万円を受注していることからしても、本件工事現場から埋設物が出たとしても、今さら町においてその撤去費用の全てについて負担する義務は一切存在しなかった。

ところが、当時門川町長であった山室浩二は、埋設物の撤去を全て工事業者において行うという門川町にとって契約の有利な条項を全て放棄して、これを町が全て負担することに変更することに同意した。

- 4、このため町は、町として入手できる資料を参考にして撤去すべき埋設物の数量・内容について埋設物撤去工事の推定費用を算出したところ、金3440万8000円となった。

そこで町と工事業者は、令和6年3月にすでに締結していた工事請負契約の内容につき、埋設物撤去費用として金3440万8000円を増額する工事請負変更仮契約を令和6年12月27日に締結した。その上で追加工事費用としてこれを工事業者に支払うこととなった。

- 5、そして、その一部金として金2089万円が令和7年5月9日に町から工事業者に支払われた。

この支払のため、当初の請負工事契約からすれば町は本来支払義務のない費用を支出したという意味で金2089万円の損害を受けたが、今後町がさらに残金として金1251万円を支払うことになれば町は更に損害を受けることになる。

II、埋設物撤去の追加工事費用として町が算定し工事業者に支払いを決定した金額は過大であり、埋設物の撤去に関して仮に町に支払義務があったとしても、町に金3440万円もの多額の金額の支払義務はないこと

1、町は本件埋設物の内容・数量について調査したとして、その総数量を321m<sup>3</sup>と算出し、その上で本件埋設物全部の撤去に要する費用について、金3440万8000円と算出し、同金額を工事業者に埋設物撤去追加工事費用として支払うことを決定した。

しかし、万が一町に埋設物撤去費用の負担義務が認められるとしてもこの数字は極めて過大である。請求人の試算によると別紙算定根拠のとおり、本件埋設物の撤去に要する工事費用はせいぜい金1000万円内で収まるというべきである。

2、以上からすると、仮に契約上埋設物撤去費用の全額を町が負担する義務があったとしても、町が同撤去工事費用として負担すべき額は金1000万円以下の金額ということになる。

従って、請求人らの算定によれば、町が工事費用として工事業者への支払いを決定した金額（金3440万円）を支払うこととなると、金2440万円の過剰払いとなることから、町は上記支払によって同額の損害を受けることとなる。

### 第3、請求の要旨（請求人らが求める措置）

1、よって、監査委員は本件事案について必要な監査を行い、門川町長に対し、本件埋設物撤去費用の支払のために工事請負変更仮契約を新たに締結した上、同埋設物撤去費用の支払を町長として命じた山室浩二に対し、同支払により町が受けた損害の賠償として金2089万円を町に返還させるとともに、門川町長に対し、町としての未払残金金1251万8000円について工事業者への支払を中止させる等の必要な措置を講じるように勧告することを求める。

2、これに対し、仮に町に埋設物撤去工事費用として金1000万円の支払義務があると認められる場合においても町が金3440万8000円を工事業者に支払うことは、金2440万8000円の過剰支払となり、町は同額の損害を受けることとなる。

そこで、この場合は町長に対して、山室浩二に対し同支払いにより町が受けた損害として金2089万円の町への返還を求めるとともに、門川町長に対し未払金金351万8000円について工事業者への支払いを中止する等の必要な措置を講じるように勧告することを求める。

## 別紙

請求人らが本件埋設物の撤去費用は最大に見積もったとしても金1000万円を超えないと主張する根拠

- ① 本件埋設物の撤去工事を工事現場で監視にあたった4名の町民（氏名は省略）の証言によると、運搬に使用されたダンプは株式会社△△△所属の積載量12トンのダンプであり、1日1台で工事は4日間で終了している（午前8時から午後5時まで稼働）ということであった。

なお、本件土地から撤去のため搬出した埋設物は、搬出先であった有限会社□□□の門川町産業廃棄物処理場による報告によると、4日間で総数189.65トンであり、これをコンクリート比重2.4として数量を算出すると79m<sup>3</sup>となる。

この算定によれば、地中に存していた埋設物は79m<sup>3</sup>ということになり、その撤去に要する費用は1m<sup>3</sup>あたり金1万7610円となることから、本件撤去処理費用は合計金139万1190円となること。

- ② 町の作成した本件埋設物撤去工事の見積書によると、同工事費用は金3440万8000円とされている。しかし、同見積書には本件工事において埋設物の掘削工事以外にも使用する作業用鉄板敷き、進入路、本仮囲い工事が埋設工事費用として算入されているが、これらの工事は埋設物撤去工事以外の工事である。これらの工事を除いて埋設物撤去工事に要する費用のみを算定すると、撤去工事費用は金1000万円をこえることはない。
- ③ 町は、埋設物の数量は埋設物掘削以前には調査により確認はしていないことから、埋設物の全容量を確認しないまま推定で算出しているが、その推定の根拠は明確なものではなく、町が説明している推定埋設量321m<sup>3</sup>というのは信用し難いものである。なお、町は埋設量の調査は町の担当者が掘削作業をしながらその都度計測したと述べるが、本件工事を監視した町民によると掘削しながら町担当者が計測したという事実は確認されていない。

第一、掘削しながらその都度計測したということ自体、現実にそのような計測ができるのか信用し難い。

- ④ 本件埋設物撤去工事費用について、他の専門業者である有限会社□□□に見積りをさせたところ、工事費用としては金407万2530円の見積りがなされていること。
- ⑤ 令和7年1月6日に木代副町長が議会運営委員会において、埋設物撤去費用として金500万円の予備費をみていたと発言していること。

このことからすると、町は撤去費用を金500万円と考えていたと思われること。

#### 4 請求の要件審査

本請求については、請求内容の審査の結果、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の法的要件を備えているものと認め受理した。

#### 【第 2】監査の実施

##### 1 監査の対象事項

本件住民監査請求は、門川町が実施している次期衛生センター建設工事において、工事施工中に判明した地下埋設物の撤去等に係る追加工事に関して、町が算出した追加工事費に著しく不当な公金支出が認められると主張し、地方自治法第 242 条第 1 項に基づき是正を求めるものである。

(1) 請求人は、事実の概要として、以下の点をその理由に挙げている。

ア 当初契約時に埋設物が出た場合の撤去費用は、全て工事業者負担とされていた。

① 工事予定地は、過去に旧污水处理施設跡地として使用されていた土地であり、地下にコンクリート塊等の埋設物が存在する可能性は設計、発注段階において十分に予見されていた。

② 門川町は必要かつ十分な調査を行わず、埋設物の内容や数量を把握しないままに本件工事契約を締結した。

③ 埋設物の撤去については当初契約において、全て工事業者の負担と責任で行うこととされており、後に工事現場から埋設物が出たとしても、町が撤去費用を全て負担する義務は無かったが、町長は町に有利な条項を放棄して、町が全て負担することに変更することに同意した。

④ 門川町が積算した撤去費用は、金 3,440 万 8,000 円となり、同額を増額する工事請負変更仮契約を令和 6 年 12 月 27 日に締結した。その上で追加工事費用としてこれを工事業者に支払うこととなった。

⑤ その一部金として金 2,089 万円が令和 7 年 5 月 9 日に町から工事業者に支払われた。この支払は当初の請負工事契約からすれば、町が本来支払義務のない費用を支出したという意味で金 2,089 万円の損害を受けたが、今後町がさらに残金の金 1,251 万円を支払うことになれば、町は更に損害を受けることになる。

イ 請求人は、埋設物の撤去費用が 1,000 万円を超えないとする理由を述べ、門川町の設計額は過大であり、加えてこの支払により町は同額の損害を受けると主張している。

(2) 請求内容を精査した結果、監査の対象事項として、以下のとおり整理した。

ア 本件請求における「一事不再理の原則」及び「行政実例」の適用性について

イ 令和 8 年 1 月 5 日付け住民監査請求（以下、「前の監査請求という。」）と同一の財務会計行為に対する「重複審理の可否」について

ウ 追加工事費積算の妥当性及び財務会計行為上の違法・不当性の有無について

## 2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 7 項の規定に基づき令和 8 年 5 月 26 日に証拠提出及び陳述の機会を設けたところ、下記のとおり追加証拠資料を提出した。

- (1) 門川町次期衛生センター（仮称）建設工事 工事請負仮契約書鑑（写し）  
門川町工事請負契約約款及び発注仕様書一部抜粋、設計書（写し）
- (2) 門川町次期衛生センター（仮称）建設工事 工事請負変更仮契約書鑑（写し）  
発注仕様書及び設計書一部抜粋（写し）
- (3) 廃棄物処理施設財産処分承認申請書一部抜粋（写し）
- (4) 門川町衛生センター更新における測量・調査業務 開札調書  
特記仕様書及び報告書一部抜粋（写し）
- (5) 門川町次期衛生センター（仮称）建設工事 出来形検査調書鑑（写し）  
写真及び出来形調書一部抜粋（写し）
- (6) 請求人確認の埋設物搬出表
- (7) 有限会社□□□見積書（写し）
- (8) 住民監査請求に関する補充意見書  
出来高内訳書一部抜粋（写し）

## 3 関係職員等の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定により、令和 8 年 5 月 28 日、6 月 5 日に関係職員から事情を聴取した。

## 4 監査の期間

令和 8 年 4 月 25 日から令和 8 年 6 月 23 日まで

### 【第 3】 監査の結果

#### 1 主文

- (1) 請求人のうち、前の監査請求の請求人と同一人物である請求人（以下「請求人 A」という。）による本件請求は、一事不再理の原則に基づき却下する。
- (2) その余の請求人ら（以下「請求人 B ら」という。）による本件請求は、前の監査請求と同じ内容であるため棄却する。

#### 2 理由

(1) 適法要件について（同一内容の監査請求に係る一事不再理の原則及び既往の監査結果の準用）

ア 請求人 A について

請求人 A は、前の監査請求の請求人と同一人であり、本件請求が対象とする財務会計上の行為（次期衛生センター工事に係る埋設物撤去工事費の支出等）も、前の監査請求と同一の行為である。

住民監査請求において、同一人が同一の財務会計行為について重ねて監査請求を行うことは、先行する監査請求において予期し得なかった決定的な新証拠の発見等、特段の事情がない限り、一事不再理の原則により不適法と解される（最高裁判例昭和62年2月20日）。

本件請求において、請求人Aからは「別紙」等による新たな主張及び証拠資料の提出がなされている。しかしながら、その内容は後述(2)のとおり、先行する監査請求の結果（令和8年3月5日付け門監第35-7号。以下「前の監査結果」という。）を覆すに足りる客観的かつ決定的な事由（新証拠）とは認められない。

したがって、請求人Aによる請求は、実質的に同一の目的を有する監査請求を重ねて申し立てたものと言わざるを得ず、不適法であるため却下する。

#### イ 請求人Bらについて

請求人Bらは、前の監査請求の請求人とは異なるため、一事不再理の原則を直接援用することはできない。

しかしながら、既に監査委員が判断を示した既往の監査請求と同一の内容である請求について、改めて独自の監査を行うことなく、既往の監査結果に基づいて請求に理由がないと判断できるときは、その旨を通知すれば足りるものとされている（昭和34年3月19日行政実例）。

当監査委員において、本件請求における請求人Bらの主張及び提出された証拠資料（別紙を含む）を改めて精査した。その結果、請求人Bらが提示する資料は、いずれも前の監査結果における判断を変更すべき客観的事実を証明するものとは認められず、独自の監査を別途実施すべき新たな特段の事情は見出せない。

よって、請求人Bらの請求については、前の監査結果の判断を維持するのが相当であり、理由がないものとして棄却する。

#### (2) 本件請求における主張及び提出証拠に対する判断

本件請求において監査委員は、埋設物撤去費用の負担関係及び追加工事費の積算の妥当性について、以下の通り判断した。

##### ア 埋設物撤去費用の負担関係について（請求人主張Iについて）

請求人らは、当初契約において埋設物撤去費用は全て工事業者負担である旨を主張する。

しかし、本件工事の発注仕様書、プロポーザル実施要領書、および契約約款等の規定を精査するに、当初の発注段階において町が明示した「埋設物調査報告書」の範囲には、旧施設基礎部分等の大規模な構造物は含まれておらず、これらは門川町工事請負契約約款第18条中「当初設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた」に該当するものと判断できる。

また、契約内容の一部である町が行ったプロポーザル実施要領書に関する質疑回答書においても、「発注図書に明示されておらず事業者が予期することのできない地中障害

物（埋設物）や土壌汚染が発覚した場合、対応に費やした工期については、延長していただき、対応に費やした費用については、別途精算いただけるものと考えてよろしいでしょうか。」との質問に対し、「費用についてはお見込みのとおりです。工期については別途協議します。」と回答していることを確認した。

したがって、今回の埋設物撤去等工事に係る変更契約については、事前に明示された約款等に基づき、設計変更を行ったもので、「町に支払義務がない」とする請求人の主張（事実の概要Ⅰの3）は、契約解釈及び関係法令の根拠を欠く独自の解釈と言わざるを得ない。

イ 追加工事費（3,440万8,000円）積算の妥当性について（請求人主張Ⅱについて）  
請求人らは、ダンプの運搬台数や目撃証言、他業者による見積り等を根拠に、適切な撤去費用は1,000万円を超えないと主張し、関係する証拠資料（別紙等）を提出した。

しかしながら、請求人らの提示する算定根拠は、工事の一部分のみを捉えた推計や、施工条件（仮設工事や安全対策等）を十分に反映せず、また、国土交通省が示す「土木工事標準積算基準書」に基づく正当な経費を著しく除外するなど、積算の根拠を示すことなく独自の試算及び憶測にとどまり、本件公共工事における設計積算の違法・不当性を証するに足りる客観的かつ具体的な根拠とは認めがたい。

一方、町が算定した追加工事費については、前の監査結果に示した通り、現地確認、既存資料の確認、施工写真等に基づき、さらに関係法令及び土木工事積算基準等に準拠しており、適正に積算されたものと認められる。

### （3）結論

以上のとおり、本件請求において請求人らが主張する事由、並びに提出された追加証拠資料はいずれも、町長による財務会計行為が違法若しくは著しく不当であること、又は町に損害を与えたことを証するものではない。

よって、本件住民監査請求には理由がないものと認め、主文のとおり決定する。

（なお、請求人Bらに対しては、本結果の通知にあたり、令和8年3月2日付け門監第35-6号「住民監査請求に係る監査の結果について」の写しを添付する。）